土佐れいほく観光協議会バスツアー補助金交付要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、土佐れいほく観光協議会バスツアー補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業目的及び補助事業者）
第２条　一般社団法人土佐れいほく観光協議会（以下「協議会」という。）は、嶺北地域（大豊町、本山町、土佐町、大川村）の観光資源の活用と観光客の誘導を図るため、旅行業者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第３条の規定に基づく登録を受けている旅行業者）が主催する観光バスツアー（以下「ツアー」という。）の実施に必要な費用の一部について、旅行業者に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象）
第３条　補助対象は、次に掲げる第１号から第６号までの要件を満たし、提出した補助金交付申請書に基づき、一般社団法人土佐れいほく観光協議会代表理事（以下「代表理事」という。）が承認した旅行業者（以下、「補助事業者」という。）とする。
（１）４月１日から３月 31 日までの期間内に催行される嶺北地域外発着ツアーであること
（２）バス１台当たりの参加人数は 10 名以上であること（乗務員、添乗員等を除く）
（３）国、地方自治体が実施する会議、研修等でないこと
（４）ツアーの参加者が特定の政治、宗教活動を目的とした団体でないこと
（５）ツアーの参加者全員へのアンケートを実施すること
（６）ツアーの行程に、別表１の指定施設等を１カ所以上含むこと

（補助金額）
第４条　補助金額は、別表２に定めるとおりとする。ただし、当該年度予算の上限額に達し次第、募集を終了する。

（補助金の交付の申請）
第５条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、催行日の７日前までに補助金交付申請書（様式第１ 号）、利用施設、利用日、催行（参加）予定人数が明記された行程表及び参加案内（チラシなど）を代表理事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）
第６条　代表理事は、補助金の交付の申請があった場合においては、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第２号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の着手）
第７条　補助事業の着手は、前条の規定による補助金の交付決定通知書に記載の交付決定日以降に行わなければならない。

（変更等の届出）
第８条　補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、交付申請の記載内容に変更が生じたときは、すみやかに補助金変更（中止）届出書（様式第３号）を代表理事に提出し、承認を得なければならない。

（実績報告等）
第９条　補助事業者は、ツアーが終了したときは、催行日（複数日に渡る場合は最終日）の翌日から起算して 14 日以内に、実績報告書兼請求書（様式第４号）に関係書類を添えて代表理事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）
第 10 条　協議会は、前条の規定により実績報告書を受理した場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、すみやかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）
第 11 条　代表理事は、補助金の交付の決定後又は確定後において、申請若しくは報告の内容に虚為や不正が認められるときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。
２　前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第５号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）
第 12 条　代表理事は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（事業の終了）
第 13 条　補助金の交付決定額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

（その他）
第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則
１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表１

指定施設等一覧

町村名	指定施設等
大豊町	ゆとりすとパークおおとよ、GH 晴れる家、コテージにやだ、雲海の宿中屋敷、ゲストハウスたかもとや、山荘梶ヶ森、Murata ペンション、風とあそぶ宿やんちゃ、農家民宿レーベン、宿屋川かぜ、みどりの時計台、燈ので家、お山の宿みちつじ、ハッピーゲストハウス、豊楽寺(薬師堂)、旧立川番所書院、定福寺(豊永民俗資料館)、お宝屋敷おおとよ、奥大田渓谷、八畝の棚田、八畝の乳イチョウ、龍王の滝、杉の大杉、道の駅大杉、農家食堂ファミリー大杉、株式会社末広おおとよ店、株式会社こんどうストアー、ひばり食堂、駅前食堂、大田口カフェ、きっちんなかとよや、べんがら染め体験つちといろ、株式会社リバーランプラス、株式会社ハッピーラフト、リオブラボー、ラッキーラフト、ビックスマイル、リバーピープル、ブルーアース、TOPS アウトドアステーション、ユメラフティング、クロスフィットおおとよ
本山町	モンベルアウトドアヴィレッジ本山、汗見川ふれあいの郷清流館、高知屋旅館、本山町立白髪山ふれあいの村休養センター、本山さくら市、こめのみみ、JOKI COFFEE、サンシャイン本山、さめうらフーズ運営ショップ SORA、ばうむ合同会社木工、ばうむ本山蒸留所、集落活動センターなめかわ、吉延の棚田、大原富枝文学館、奥工石山、雁山、佐々連尾山、白髪山、十二所神社、本山城跡、若一王子宮、金剛寺、クラインガルテン、ツリークラインミング、カワムラファーム、上街公園(さくら)
土佐町	いしはらの里、石原木の家、さめうら荘レイクサイドホテル、さめうらカヌーテラス、かやぶき古民家奥さめうらの里、富士見館、古民家の宿地蔵庵、土佐町ふれあい牧場体験学習交流館、土佐町農村交流施設おこぜハウス、株式会社末広、オンベリーコ、早明浦ダム、早明浦ダムレンタルボート、土佐アメゴ養殖、サンシャイン田井、道の駅土佐さめうら、さめうらバーベキューテラス、高知県農業協同組合 A コープとさ、笹ヶ峰、稲叢山、稲叢ダム、瀬戸川渓谷、アメガエリの滝、やまさとの市、湖畔りんご園、平石の乳イチョウ(四本杉)、三樽権現の滝、翠ヶ滝、高須の棚田、澤田農園、和田農園、集落活動センター松ヶ丘、土佐酒造、ミシマファームワイナリー、ギャラリー蔵、酔湖園(おおぶち自然村)、中島観音堂
大川村	自然王国「白滝の里」、白滝の里「里の茶屋」、謝肉祭、山村広場、白滝鉱山跡、村のえき「結いの里」、旅館・食堂「筒井」、小金滝、翁の滝、平家平、大座礼山、大川村さくら祭り、冬季つらら氷結ツアー
４町村共通	各種伝統行事、各種体験プログラム

別表２

補助金額

施 設 数（ヵ所）	1	2	3	4	5
補助金額（万円）	1	2	3	4	5

１　補助金額

補助金額は、利用する施設数に応じて、バス１台につき、上表のとおりとする。

なお、補助金の利用制限は以下の通りとする。

日帰りツアーに関しては、貸し切りバス１台につき上限 40,000 円とする。

宿泊を伴うツアーに関しては、貸し切りバス１台につき上限 50,000 円とする。

1 事業所あたりの年度利用限度額は、400,000 円とする。

また、嶺北地域において利用する施設までの道が狭いことから、バスではなく、タクシーでのツアーとする場合には、タクシー台数にかかわらず、当該ツアーに対して、上表のとおりの補助金額とする。このとき、ツアー参加人数が 10 人以上のツアーを補助対象とし、当該ツアーに対する補助金は当該ツアーの全タクシー経費（税抜）の半額（１円未満を切り捨て）を上限とする。

２　補助金額の加算

嶺北地域において、利用する施設までの道が狭いことから、バスを小型化かつ増便する場合には、増便台数１台あたり１万円を加算することとする。このとき、バス１台にかかる１の補助金額と２の加算額の合計額は、バス１台にかかる経費（税抜）の半額（1 円未満を切り捨て）を上限とする。

また、同様の理由から、バスではなくタクシーでのツアーの場合には、２台目以降のタクシー１台あたり１万円を加算することとする。このとき、当該ツアーにかかる１の補助金額と２の加算額の合計額は、当該ツアーの全タクシー経費（税抜）の半額（1 円未満を切り捨て）を上限とする。